特別サイバーセキュリティ監査官一人、労働経済特別研究官一人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、統計管理官二人、情報システム管理官一人及び調査官二人を置く。	特別サイバーセキュリティ監査官一人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、社会統計官一人、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、統計管理官二人、情報システム管理官一人及び調査官二人を置く。
2～6　（略）	2～6　（略）
7　労働経済特別研究官は、命を受けて、労働経済について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに国際機関、労使団体、学識経験者等との連絡及び情報交換等を行うことにより、重要な労働政策の企画及び立案の支援を行う。	（新設）
8～11　（略）	7～10　（略）
（削る）	11　社会統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
12・13　（略）	12・13　（略）
14　統計管理官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。	14　統計管理官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
一　（略）	一　（略）
二　社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関すること。	（新設）
三　前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に関すること（保健統計官、世帯統計官及び賃金福祉統計官の所掌に属するものを除く。）。	二　前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に関すること（保健統計官、世帯統計官及び賃金福祉統計官の所掌に属するものを除く。）。
四　保健統計官及び賃金福祉統計官の行う事務の総括に関すること。	二　保健統計官、社会統計官及び賃金福祉統計官の行う事務の総括に関すること。
15・16　（略）	15・16　（略）

附　則

この省令は、令和三年九月十四日から施行する。